

PM C ・ S
スーパートライアル
R - 2

2018年7月28日（土曜日）

特 別 規 則 書

場所：筑波サーキットコース1000

オーガナイザー： プリンス モータリスト クラブ・スポーツ

本競技会は、F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則及びその付則に従って開催される。

- 第1条 競技会の名称：
PM C ・ Sスーパートライアル R-2
- 第2条 競技の種目： 四輪自動車によるジムカーナ競技
- 第3条 競技会格式： J A F公認準国内格式
及びクローズド格式
〔J A F公認番号 2 0 1 8 年 1 3 2 0 号〕
- 第4条 オーガナイザー：
プリンス モータリスト クラブ・スポーツ
- 第5条 大会役員：
1 大会審査委員会
審査委員長 木暮 徹也
審査委員 植木 智一郎
2 大会組織委員会
組織委員長 関根 基司
組織委員 中村 元 林 務
茶木 寿夫 根本 純
3 大会役員
大会会長 関根 基司 副会長 茶木 寿夫
競技長 安藤 昌弘
コース委員長 中村 元
計時委員長 林 務
技術委員長 佐藤 献二
救急委員長 野口 康孝
パドック委員長 日坂登紀広
事務局長 斉藤 清温

- 第6条 開催場所： 筑波サーキット コース1000
茨城県下妻市松岡乙 1 5 9
Tel. 0 2 9 9 - 4 4 - 3 1 4 6
- 第7条 開催日時： 2 0 1 8 年 7 月 2 8 日（土曜日）
集合 AM 1 0 : 3 0

- 第8条 参加車両及びクラス区分
本競技会に参加が認められる車両は、2018年 J A F 国内競技車両規則第3篇スピード車両規定に従ったNおよびB車両とする。
- | | クラス | 参加車両 | 気筒容積 |
|---|---------|-------|-------------------|
| 1 | C B - 1 | N ・ B | 2000ccを含み2000ccまで |
| 2 | C B - 2 | N ・ B | 2000ccを超える |
| 3 | B N | N ・ B | 気筒容積無制限 |
| 4 | P M - 1 | N ・ B | 3000ccを含み3000ccまで |
| 5 | P M - 2 | N ・ B | 3000ccを超える |
| 6 | P M - 3 | N ・ B | 気筒容積無制限 |
- ※ 参加台数により別のクラスに変更する場合がある。

- 第9条 参加資格
1 参加車両を運転する事の出来る公安委員会発行の有効な運転免許証を有する者とする。
2 2018年度有効のJAF競技運転者許可証所持者。
但し、クラスはその限りではない。
3 クラスにおいては、プリンス モータリスト クラブ・スポーツの会員とするが、未加入の場合参加申込時点において期間限定会員とし、その期間は開催日当日限定とする。

	クラス	参加資格
1	C B - 1	主催クラブの正会員・期間限定会員
2	C B - 2	主催クラブの正会員・期間限定会員
3	B N	JAF競技運転者許可証所持者
4	P M - 1	JAF競技運転者許可証所持の正会員
5	P M - 2	JAF競技運転者許可証所持の正会員
6	P M - 3	JAF競技運転者許可証所持の 主催者が特に認めた者

- 第10条 参加申込及び問合せ先
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-2-5-5F
PM C ・ S
TEL. 03-3863-3378 FAX. 03-3863-3353
- 第11条 参加料： 1名 1 8 , 0 0 0 円
※ 参加実績があり参加申込書を期日までにメール又は FAX で送った場合で、参加料のみ当日支払いの場合 1 9 , 0 0 0 円となります。
- 第12条 参加受付期間： 2 0 1 8 年 7 月 9 日～ 7 月 2 0 日
- 第13条 参加申込方法と受付
1 申込方法： 申込書及び参加料は参加申込先へ現金書留で郵送する事。
2 オーガナイザーは、理由を明示する事無く参加を拒否できる。この場合参加料は返送料と事務手数料 1 , 0 0 0 円を差し引いて申込者に返金する。
上記以外は、正式参加受理とする為受理書は発行しない。
尚、正式受理後の参加料は本規則の第30条を除き、いかなる理由があっても返金されない。
- 第14条 車両及び運転者の変更
1 競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。
2 車両変更は、正式受理後は原則として認められないが、

- 参加車両の故障、破損などやむを得ない事情がある場合のみ参加確認受付終了時まで、大会事務局に変更する車両の必要書類（車両改造申告書等）を提出したもののについてのみ、当該審査委員会の承認を得て同一クラスに限り認める場合がある。
- 第15条 ゼッケン
1 ゼッケンは、オーガナイザーが用意したものを使用し、車両の左右に添付する事。全周をテーピングする事。
2 ゼッケンNo. は、オーガナイザーが決定する。
- 第16条 車両検査（以下車検）
車検は参加が認められた車両が2 0 1 8 年 J A F 国内車両規定第3編に適合している事を確認する為である。
1 車検はタイムスケジュールに従って指定する場所で受けなければならない。その際にバッテリーの接触防止をし、使用するヘルメット、グローブを掲示する事。（共用可）
2 技術委員長は、不適当と判断した個所について修正を命じる事が出来る。修正を命じられた車両は再車検を受けなければならない。
3 車検終了後は、軽微な作業を除き、変更、交換作業は技術委員長の承諾を必要とする。
4 参加車両は、公認書又は諸元表を掲示して車検を受けなければならない場合がある。
5 技術委員長は、車検の時間以外であっても随時必要に応じて競技車両を検査する事が出来る。
- 第17条 再車両検査
1 競技終了後、原則として入賞車両の再検査を行う。尚その際の分解、取付に必要な工具、部品、必要経費は、すべて参加者の負担とする。
2 車検を含め、再車検を拒否又は受けなかった場合は、出走拒否、または失格とする。
- 第18条 スタート
1 スタート方法は、ランニングスタートとする。
2 スタートは、原則としてゼッケン順とする。
3 ヘルメット、グローブ、安全ベルトを着用していない者はスタート位置に着く事が出来ない。
- 第19条 競技
1 参加者および競技運転者はドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。
2 競技前、コースの競技区間を公式通知にて発表し、完熟歩行、完熟走行を行う場合がある。
3 競技走行は2 回回り、ベストタイムを記録する。
4 競技会審査委員会は、天候又はコースコンディション等により、1 回のみで打ち切る事が出来る。
- 第20条 棄権（リタイヤ）
1 競技運転者が途中で競技走行を中止する場合、競技車両を停止し明確な意思表示を行い、その旨を競技役員に申し出ること。
2 競技走行中以外で棄権する場合、その旨を大会事務局の競技役員に申し出なければならない。
- 第21条 計時

1	計時は、競技車両が最初にコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
2	計測は、下記の器材を使用し1/100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。 ① 主計測装置： 自動計測装置 ② 副計測装置： セイコー製ストップウォッチ
第22条	信号合図 クラブ旗又は日章旗： スタート合図 黄旗： バイロン移動、転倒、脱輪 黒旗： ミスコース 赤旗： 危険有り、直ちに停止せよ 緑旗： コースがクリアされた チェッカー旗： ゴール合図
第23条	順位決定 1 競技を2回行い、各クラスでのベストタイムを記録したものを上位とする。 2 同タイムが複数の場合は、次のとおり順位を決定する。 ① セカンドタイムの速い順 ② 排気量の小さい順 ③ 競技会審査委員会の決定
第24条	罰則 1 反則スタートは、10秒を走行タイムに加算する。 2 コース上の全てのバイロンに対し、移動又は転倒が判定された場合は、1本につき5秒を走行タイムに加算する。 3 コースから脱輪した場合は、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。 4 以下の行為をした場合、当該ヒートを無効とする。 ① スタート時刻までにスタート位置につかない場合。 ② スタート合図後30秒経過後スタートしない場合。 ③ ミスコースと判定された場合。但し判定前にミスコースに気付き、もとに戻って競技を続行した場合はこの限りではない。 ④ スタート後3分を経過してもゴールに到着しない場合。 ⑤ 4輪がコースから脱輪した場合。（コースアウト） ⑥ 走行中に他の援助（オフィシャル等）を得た場合。
第25条	参加者および競技運転者の遵守事項 次の事項を守らない参加者および競技運転者は、その競技会を失格とする場合がある。 1 すべての参加者は本規則に記載されている誓約の事項に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。 2 競技中又は競技に関係する業務についている時は、薬品等によって精神状態をつくろったり飲酒してはならず、許された場所以外での喫煙をしてはならない。 3 オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。 4 パドック内はすべて10km/h以下で走行し、ウォームアップランやプレーキテストを禁止する。 5 競技中はヘルメット、グローブ、安全ベルトを着用の事。 6 競技中は運転席の窓を全閉とする事。 7 競技中はレーシングスーツ又は長袖、長ズボンの着用を義務づける。 8 ヘルメットは、JAF国内車両規則第4編付則「スピー

第26条	失格規定 次の行為をした場合、競技会審査委員会の決定により参加者および競技運転者は本競技会を失格とする場合がある。 1 競技役員の指示に従わなかった場合。 2 不正行為をした場合。 3 コースアウト等で当人以外に損害を与えたとオーガナイザーが認めた場合。 4 本規則第25条の全項を順守しない場合。 5 本規則第16条-1が行われない場合。 6 本規則第17条-2に該当する行為をした場合。
第27条	抗議 参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断された場合、これに対して抗議する事が出来る。但し、本規則に規定された抗議は受け付けられない。 1 抗議を行う時は必ず文書により理由を明記し、抗議料として1件につき20,900円を添えて競技長に提出しなければならない。 2 競技会審査委員会の裁定結果は、競技長より当事者に口頭で伝えられる。 3 抗議料は、抗議が成立した場合のみ返還される。 4 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この際、車両の分解に要した費用は技術委員長が裁定する。 5 コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。
第28条	抗議の時間制限 1 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出しなければならない。 2 競技中の過失又は反則に関する抗議は、競技運転者がゴール後30分以内とする。 3 競技の成績に関する抗議は、その暫定結果発表後30分以内とする。 4 その他の抗議の時間制限については、国内競技規則12-3による。
第29条	損害の賠償 1 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品が破損、紛失、盗難の場合、理由の如何に関わらず責任は各自が負わなければならない。 2 参加者及び競技運転者が、コース設備並びに競技会の備品に損害を与えた場合は、その損害賠償を負うものとする。 3 参加者、競技運転者、ヘルパー（サービス員等）、及ゲストは、JAF及びオーガナイザーの大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されている事を了承していなければならない。すなわち、大会役員がその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、もしその役務によって起きたものであっても参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第30条	競技会の延期、中止または短縮 1 保安上または不可抗力による特別な事情がある場合は、当該競技会審査委員会の決定によって、その競技会を延期または中止する事が出来る。中止の場合は、参加料は返還される。但し、天災地変の場合は、この限りではない。 2 延期の場合は、参加料はその当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。しかし参加者が延期された競技会へ参加しない場合は、参加料は返還される。参加料返還の場合は事務手数料1,000円を申し受ける。
第31条	競技会の成立 本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるにかかわらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて打ち切りの場合でも成立する。
第32条	賞典 1 原則として、各クラス6位まで表彰し賞典を授与する。 2 表彰対象者が表彰式に欠席した場合は、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。 3 各クラス2台に満たないばあい、そのクラスは不成立とし他のクラスに編入する場合がある。
第33条	公式通知 公式通知は、それを示す範囲において、すでに示された全ての指示に優先する。
第34条	本規則の解釈及び違反 1 本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。 2 本規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定する。
第35条	本規則の施行および記載されていない事項 本規則に記載されていない事項は、JAF国内競技規則及びその付則に準拠する。

大会組織委員会



プリンス モータリスト クラブ・スポーツ

101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-2-5-5F

TEL. 03-3863-3378

筑波サーキット コース1000

茨城県下妻市松岡乙159

TEL. 0299-44-3146